

水俣病問題の解決に向けた当面の取組について

平成24年2月3日
環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」といいます。）、平成7年の政治解決、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判決を踏まえた水俣病対策等に基づき、各種対策が講じられてきたところですが、さらに平成21年7月に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）が制定され、平成22年5月から、同法及び同法を受けた水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」といいます。）に基づく救済措置の申請の受付を開始したところです。

また、平成23年3月には、特措法を受け入れた団体とチッソ株式会社の間で紛争終結の協定が締結され、ほぼ同時に、国家賠償請求訴訟を提起していた団体とも、各地の裁判所で和解が成立し、水俣病被害者の救済にあたっての大きな節目となりました。

今般、救済措置の方針に基づき、救済措置の申請の受付時期を平成24年7月31日までと定めるに当たり、国としては、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、関係地方公共団体や関係事業者と協力して、以下の施策を講ずるものとします。

1 水俣病に関する健康調査

① 健康不安者へのフォローアップ事業の立ち上げ

過去に相当の期間、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、新潟県においては阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方について、健康診査等を実施し、その推移をモニタリングする事業を、平成23年度中に開始します。（別紙1）

② メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究の推進

関係者の協力や参加の下、毛髪中水銀値等の過去のメチル水銀ばく露データを持っている方等について、水銀値及び健康影響との関係を分析

するための手法の開発に関する環境省としての考え方を示し、平成24年度から、専門家による手法開発の検討を進めていきます。その成果は、健康影響の経年的な変化の把握のみでなく、治療法の開発に関する研究にも役立つことが期待されます。（別紙2）

③ 治療に関する調査研究の推進

水俣病の症状の一つとしてみられる感覚障害などの症状について、水俣病被害者等関係者の協力を得た治療方法の開発などを、引き続き進めていきます。

2 医療・福祉施策の充実

高齢化が進む胎児性患者とその御家族の方など関係の方々安心して住み慣れた地域で暮らしていただけるよう、国、関係地方公共団体、関係事業者及び公益団体などの協力の下、必要な通所やショートステイ等の在宅支援サービス、地域の医療との連携などの医療・福祉施策について引き続き進めていくこととします。具体的には、胎児性患者等の地域生活を支援する施設の整備・改修及び運営への支援事業への補助、在宅の方への訪問事業や外出支援事業への補助を行うことに加え、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等モデル事業（5箇所）などを行います。（別紙3）

3 地域の再生・融和（もやい直し）の推進

① 環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

新たに平成24年度から開始する環境首都水俣創造事業等を活用し、現在水俣市で実施されている、市民・行政・専門家協働の円卓会議の議論を踏まえた各種事業や、水俣病発生地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道の魅力・利便性向上等による観光振興を支援します（別紙4）。また、みなまた環境大学構想の具体化に向けた検討への協力を進めていきます。

② 地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するため、地域の融和（もやい直し）についての所要の施策を、平成24年度においても引き続き進めていきます。（別紙5）

4 国際協力

メチル水銀に関する海外の研究者や環境・公害行政の担当者等の受け入れを積極的に行い、国内の研究者や行政担当者との交流を進めるとともに、国内でのメチル水銀に関する研究成果や水俣病の教訓などを、国内外に広く発信する事業を、平成24年度においても引き続き進めていきます。

加えて、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に参加し、平成25年後半に我が国で開催予定の外交会議における「水俣条約」の制定と、国際的な水銀対策の推進に貢献していきます。（別紙6）

5 チッソ株式会社による取組

チッソ株式会社は、国、関係地方公共団体などが協力して推進する胎児性患者や小児性患者の方々への福祉の充実に協力し、今後御家族、御本人の高齢化が進んだ場合も、将来とも御家族が地域で安心して生活できるよう、明水園の整備や状況に合わせた必要な支援に取り組みます。

また、市民・行政・専門家を交えた地域活性化の議論に参加するとともに、環境に配慮した事業などにより、地域経済の発展や雇用の創出に寄与する取組を推進します。

以上

(別紙一覧)

別紙 1 (1～3ページ)

健康不安者のためのフォローアップについて

別紙 2 (4～6ページ)

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発に関する環境省の考え方

別紙 3 (7ページ)

地域の医療・福祉の推進 (平成 24 年度水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要)

別紙 4 (8ページ)

「環境首都水俣」創造事業の着手について

別紙 5 (9ページ)

地域の再生・融和 (もやい直し) の推進 (平成 24 年度水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要)

別紙 6 (10ページ)

水銀条約の制定に向けた取組について

健康不安者のためのフォローアップ事業について

1. 概要

今回の救済措置等の対象者にならなかった方で、かつて水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康に不安を感じられる方は、年に一回、医師による健康診査、保健師による保健指導等が無償で受けられるようにするもの。

(参考)

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第36条第1項

政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月16日閣議決定）

3. 水俣病に関する健康調査

(1) メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（健康不安者のフォローアップ）

将来に水俣病被害者が存在するか否かの可能性とそれに関する対応については、今後の調査研究による新しい知見によるべきものですが、当分の間、過去に相当の期間、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺地域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、新潟県においては阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方について、以下のとおり健康診査等を実施し、その推移をモニタリングします。

2. 対象者

- (ア) 救済の対象（一時金等対象者又は療養費対象者）のいずれにもならなかった方、
- (イ) 平成22年5月1日現在において公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律111号）に基づく認定申請を行っている方で、一時金等の受付が終了した後に棄却処分となって救済の対象とならなかった方、
- (ウ) いわゆるノーモア・ミナマタ国家賠償請求訴訟で和解をされた方のうち、一時金等対象者又は療養費対象者に該当しないとされた方、

のいずれかの要件に該当する方で、下記の方。

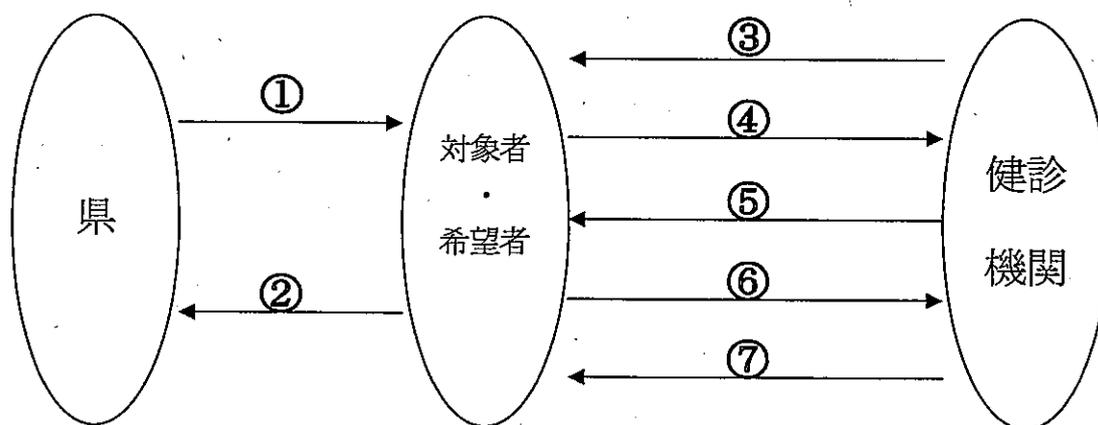
熊本県及び鹿児島県	新潟県
昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴えている方	昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴えている方

3. 健康診査の項目

	<ul style="list-style-type: none">・診察・問診（日常生活動作に関する項目、神経症状に関する項目を含む。）・身体測定（身長・体重・肥満度、腹囲）・血圧測定・尿検査（蛋白、糖）・採血（生化学的検査：中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GTP、空腹時血糖、ヘモグロビン A1c)
--	---

4. 申し込みの流れ

- ① 県から救済措置等非該当者への事業参加登録の案内発出
- ② 参加希望者から県に「登録申込書」、「個人情報提供承諾書」提出
- ③ 健診機関から健診の手引きを登録者へ送付：
健診の手引き（健診時期、検査項目、指定医療機関、連絡先等）
- ④ 登録者は、健診機関（コールセンター）に予約する。
- ⑤ 健診機関から、登録者に「予約確認票」、「問診票」を送付する。
- ⑥ 登録者は健診を受ける。その際、保健師等と健康相談ができる。
- ⑦ 健診機関から健診結果を受け取る。



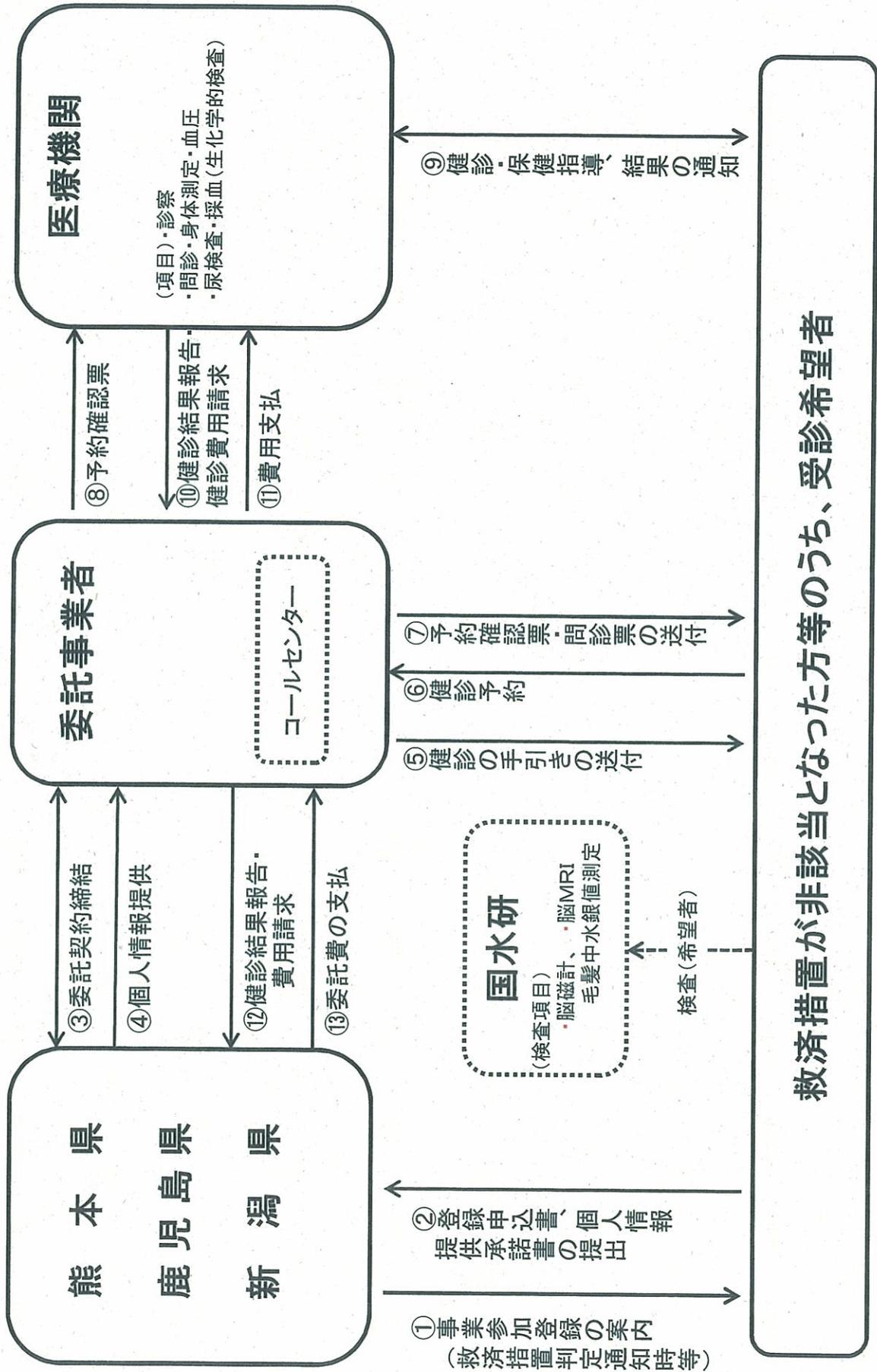
※ 受診場所は、熊本県、鹿児島県、新潟県以外に、東京都、大阪府などにある指定された健診機関から選ぶことができるものとする。

※ 登録者のうち、希望される方は、国立水俣病総合研究センターが実施する研究に参加し、脳磁計等によるより高度な検査を受診することを可能とする。

以上

健康不安者フォローアップ事業の実施の流れ

別添



メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発 に関する環境省の考え方

【背景】

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「特措法」という。）第37条及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月閣議決定）に基づき、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発に関する環境省の考え方を取りまとめた。

【目的】

メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査を行うためには、メチル水銀曝露と症候の情報を可能な限り集める必要がある。このため、

- ① かつて高濃度のメチル水銀曝露を受けて発症した水俣病認定患者について、過去の曝露情報および症候などを整理すると共に、今日においてみられる症候を把握する
- ② 水俣病発生地域等に居住する者について、メチル水銀曝露情報と電気生理学的所見や自覚症状等の症候を把握し、両者の関係を解明する
- ③ 近年新たに利用可能となった画像検査などの所見を収集し解析して、水俣病に見られる症候を客観的に把握する診断方法を開発する

ことが必要である。

これらの調査研究を通じて、メチル水銀曝露の人の健康に与える影響の全貌を総括的に評価する。

【調査研究内容】

具体的には、次の三つの要素からなる研究を行う。(別添参照)

1. 患者の経年的変化および自然史の把握

メチル水銀曝露によって実際にどのような人体への影響が生じ、それが経年的にどのように変化していくのか、他の要因によって生じる類似した神経症候との鑑別方法や合併症・併発症の頻度を把握するため、過去の認定患者及び劇症例について、神経症候、生活能力、合併症・併発症、治療とその効果等の臨床経過、自然史と死因を可能な限り網羅的かつ経時的に情報収集を行う。

2. 曝露量と症候との関係の解明

メチル水銀摂取量と症候との関係（発症閾値や用量反応関係など）を科学的に解明するため、診察所見などによる過去の症例検討を通じて得られた知見をもとに、水俣病発生地域等に居住し過去または現在において客観的にメチル水銀曝露がある者を対象として、曝露に対する症候発症の相対危険度、用量反応関係、発症閾値を検証する。

3. 有効な診断方法の開発

上記の成果をふまえつつ、これらの調査を通じて得られた情報に加えて、脳磁計(MEG)などの新たな画像診断技術による検査所見などを集積し、メチル水銀曝露量との関係を比較することで、より客観的で正確なメチル水銀による中毒症状の診断方法として活用する可能性を探る。

※本研究の成果は、水俣病の経年的な変化の把握のみでなく、治療法の開発に関する研究にも役立つことが期待される

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発に関する環境省の考え方

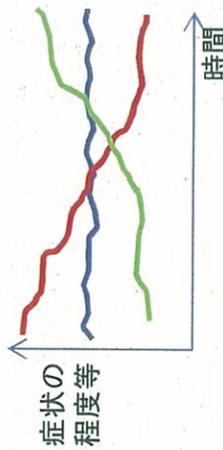
別添

1. 患者の経年的変化および自然史の把握

対象

水俣病認定患者

診療録等、過去の記録から水俣病の神経症候や合併症、治療、転帰等の臨床経過、自然史を網羅的かつ経時的に観察



臨床経過を体系的に整理・把握

2. 曝露量と症候との関係の解明

対象

水俣病発生地域等に居住する住民

症候

- 電気生理学的所見
- 神経行動学的所見
- その他（自覚症状、診察所見等）

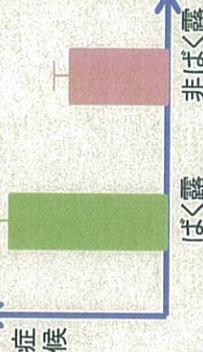
(対象)

国内外で現在進行中のばく露データ

既存データの分析

過去のばく露歴や所見を収集

曝露に対する症候発症の相対危険度、用量反応関係、発症閾値を検証



3. 有効な診断方法の開発

(1. 2で整理した曝露情報、臨床情報に加えて、新たな診断方法の開発を目指す)

対象

ばく露群

非ばく露群

新たな検査方法を適用
(脳磁図、fMRIなど)



検査指標の信頼性と妥当性等を検証し、より客観的で正確な診断方法を開発

⇔ 成果は、水俣病の経年的な変化の把握のみならず、治療法の開発にも活用